

太田宿中山道会館施設の管理運営に関する年度協定書（案）

美濃加茂市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇〇年〇〇月〇〇日に、太田宿中山道会館施設（以下「本施設」という。）の管理運営に関して締結した太田宿中山道会館施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理運営に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理運営業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 年度協定の有効期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（令和〇〇年度の業務内容）

第3条 甲及び乙は、令和〇〇年度の業務内容は、基本協定に定めるとおりであることを確認する。

（令和〇〇年度の指定管理料）

第4条 甲は、令和〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日までの間の指定管理料として、金〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を乙に支払うものとする。ただし、基本協定第34条の規定により指定管理料を変更した場合は、甲及び乙において協議の上、これを変更するものとする。

2 甲が支払う指定管理料は、年2回払いとし、支払月及び支払額は、次のとおりとする。

支払月	支払額
4月	〇,〇〇〇,〇〇〇円
10月	〇,〇〇〇,〇〇〇円

3 乙は、支払月の末日の1箇月前までに指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。

4 甲は、前項の規定に基づき乙から適正な請求があったときは、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

（疑義等の決定）

第5条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲及び乙において協議の上、これを定めるものとする。

年度協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 所在地 岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1
名称 美濃加茂市
代表者 美濃加茂市長 藤井 浩人 印

乙 (指定管理者)
所在地 〇〇〇〇
名称 〇〇〇〇
代表者 〇〇〇〇 印